

雇用分野における「障害者差別禁止・合理的配慮の提供」周知のための標語募集について

◆雇用分野における「障害者差別禁止・合理的配慮の提供」とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行され、雇用の分野で障害者に対する差別的取扱いが禁止され、障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられました。

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用のあらゆる局面で、

- ・障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・障害のない人を優先すること

は障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

合理的配慮とは、

- ・募集及び採用時において、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・採用後においては、障害者と障害者でない人との均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

のことをいいます。

◆標語の募集

障害者が差別されることなく、有する能力を十分に発揮して働くことができる社会の実現のためには、障害者を雇用する事業主及び障害者と共に働くみなさまが、当該法の趣旨を御理解いただくことが必要です。

このため、国民のみなさまに当該法の趣旨を御理解いただく契機となるような標語を広く募集いたします。

なお、採用された標語は、ポスターなどの広報に使用するなど、厚生労働省が行う周知・啓発に広く活用する予定です。

◆募集の内容

1. 応募資格 どなたでも応募できます。
2. 作品の内容 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者差別の禁止・合理的配慮の提供の法の趣旨を簡潔に表現しており、広く国民一般に法の趣旨の理解を促すことが期待される内容や、障害者が有する能力を十分に発揮して働くことを応援する内容のものとしします。
3. 応募方法 電子メールにてお送りください。